

学校いじめ防止基本方針

松風塾高等学校

学校いじめ防止基本方針

1. はじめに

松風塾高等学校（以下「本校」）は宗教教育を基盤とする全寮制の学校である。創立者田澤康三郎先生は「国柱地塩」を建学の精神に掲げ、日本・地域社会を支え、自らの行いが世の清めとなるような人材を育てることを願われた。また、自ら策打ち自ら励む「自策自励」の精神を修業の姿勢として示された。本校生徒は、宗教教育によって「命の尊さ」「見えざるものを畏れ敬う心」を学び、全寮制生活をとおして、人は一人で生きるのではなく、人とふれあい、支え合ってこそ生きていけることを体感する。「静修」「礼節」「清潔」「和顔」「誠実」の5つの徳目を「生徒五訓」として掲げ、自らの生活を振り返る指針としている。平和教育と実践の中で「もろもろの人の悩みを我がことに思ふぞ教のはじめなりけり」（祈りの歌 三）の教えにふれる。「生命の讃歌」を歌い「生命すでに我がものならず神にありと悟る心に信仰生まるべし」「我れ独り心まかせに生くるなよ人は人と共生くる身なれば」と、自分も人も共に等しく尊重されるべき存在であることをに思いを寄せる。この心の教育こそが創立者の神髄であり、それによって本校を「学校教育の雛形にしたい」と願われた。

創立者の願いを受け継ぐ本校にあつて、暴力・いじめ等の行為は絶対にあつてはならない。しかしながら、現在いじめは社会問題化し、「どの学校にも、どの子供にも起こりうる」とされている。いじめにより多くの児童生徒が心身を傷つけられ、命をも失う事態が発生している。本校においても、より一層いじめの未然防止に努め、生徒が自らの可能性を十分に伸ばし、心身共に健やかに成長できる学校づくりを目指していかなくてはならない。

以上のことを踏まえ、国が定めた「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を参酌して、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）を策定した。校長のリーダーシップのもと、これを徹底し、全校一丸となつていじめ問題に取り組んでいく。

2. いじめとは

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法 以下「推進法」第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの様態（いじめ防止等のための基本的な方針 以下「国の基本方針」より）

具体的ないじめの様態には以下のようなものがある。

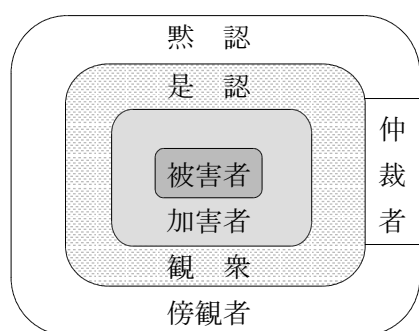
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの判断（「国の基本方針」より抜粋）

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「（推進法）第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

(4) いじめの構造

いじめは、下図のような 4 層構造でとらえることができる。（森田 1986）



いじめは「被害者（いじめられる生徒）」と「加害者（いじめる生徒）」との支配・被支配の関係のように見えるが、その周囲に「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりする生徒）」「傍観者（見て見ぬふりをする生徒）」がいる 4 層構造になっている。いじめの持続や拡大には、加害者・被害者以外の観衆・傍観者の立場にいる生徒が大きく影響している。観衆はいじめを制止することなく楽しんだりはやし立てたりすることによって自分の欲求不満を解消し、その結果いじめられている生徒をより一層苦しめることになる。傍観者は見て見ぬふりをするによって消極的にはいじめを肯定する役割を果たすことになる。また、心の中ではいじめをやめさせたいと思っても、いじめの制止によって

被害が自分に及ぶことを恐れて、いじめを放置してしまうことがある。結果としていじめの継続を支えてしまうことになり、いじめられる生徒を苦しめることになる。なお日本では、傍観者の層にあって、いじめを止める行動を起こす「仲裁者」が、中学・高校と進むにつれて減少し続け、傍観者が増加し続ける傾向がある。

(5) いじめの背景

ある対象をいじめようとする「いじめ衝動」の要因には次のようなものがある。(竹川 2008)

①集団内の異質なものへの嫌悪感

集団内の基準から外れたものを排除する気持ち。目立ってはいけないといういきすぎた横並び志向。グループの連帯を保つため弱い者をやり玉にあげる。等

②違反への制裁意識

集団の統一を乱す者、強く自己主張する者を懲らしめようとする。

③ねたみやしつと感情

成績でまさっていた、教師にほめられたなどに対するねたみやしつと。

④心理的ストレス

学習や、友人・教師との関係、家庭環境等が要因となって心理的ストレスがたまり、そのはけ口が弱い者に向けられる。

⑤ふざけ意識や遊び感情

いじめた時に見せる態度がおもしろいから等のふざけや遊びの意識。自分より弱い者をいじめることへの快感や幼児的残虐性が含まれている。その場の雰囲気によって流されてしまう付和雷同的感情も含まれている。

⑥金銭やほしいものを得たいという意識

金品を得ようとする意識があり、それが自分より弱い者に向けられて、恐喝したり、万引きを強要したりする。非行や犯罪と結びつく。

⑦被害回避意識

すでに起こっているいじめに加わらなければ、逆に自分がいじめられるという危機意識から、いじめに荷担してしまう。

これらの要因がすぐにいじめを引き起こすわけではなく、集団の中にいじめを許容したり傍観したりする雰囲気（「いじめ許容空間」）があることで「いじめ」に発展する。(竹川 2008) 例えば、ふざけ意識や遊び感情は日常のさまざまな場面で出現するが、それがいじめに発展するかどうかは、集団の持つ雰囲気によるところが大きい。

いじめを生みやすい集団には以下のような特徴がある。

- ・教師と生徒がなれ合いで、ルールがなく、歯止めがきかない。
- ・教師が威圧的で生徒に恐怖心を抱かせている。
- ・教師の統制が強すぎ、生徒の意見が取り入れられていない。
- ・学級や学校が外に開かれておらず、外部から中の様子が見えにくい。
- ・一元的な価値観で固まり、なじめない者を否定、排除する雰囲気がある。
- ・教師や生徒が思いやりや正義感に乏しく、いじめや暴力を許容する雰囲気がある。
- ・過度の成果主義により、競争的価値観が強く働き、緊張状態にある。
- ・いきすぎた平等主義が広がり、目立ったものを抑えようとする力が働いている。

こうした「いじめ衝動」や「いじめ許容空間」が生まれる背景には、自己肯定感・自己有用感の低下、対人関係能力の低下など個々の生徒の特性の変化が影響している。また、社会全体を見ても、伝統的な通念や地域社会の慣習などから解放され、より自由に個人個人の欲求や意志を表出する傾向（私事化）が強まり、以下のように、いじめを発生させる背景となっている。（竹川 2008）

- ・個人の欲求や感情を表出する機会が増えたために、自制心や忍耐力が欠如し、自分の感情を相手にストレートにぶつけてしまい、加害行為が多発する。
- ・一人一人が各自の関心に没頭しているので、互いに関わる意識が生まれず、いじめを見て見ぬふりをする傍観的態度、関わらないほうが得策だという自己保身の態度を生む。
- ・今いる場面が楽しければよいという即時的欲求重視の集合感情が、それを阻害するものに対して集合的悪感情となり、いじめ許容空間を生む。

3. いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会（p.12 図1）

「いじめ防止委員会」を常設し、校長の指導のもとで、いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行うとともに、いじめの早期発見に向けた取り組みを実施する。

（4. 「いじめの未然防止」、5. 「いじめの早期発見」参照）

①構成

教頭・指導部長・教育相談課長・学年主任・寮監長・教育相談課員・保健職員・教育カウンセラー

②委員会の役割

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事実対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに関する情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった際に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有をはかる。
- ・いじめに関する情報について調査を行い、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめアンケートの作成と実施、集計と結果の分析、報告を行う。
- ・年間計画の作成（アンケート・HR活動等・校内研修）、実行、検証、修正を行う。
- ・取り組みの評価と「学校基本方針」の見直しを行う。
- ・学校のいじめ対策が生徒、保護者に認識されるように働きかける。

(2) いじめ対策委員会（p.12 図2）

いじめが認知された場合には、「いじめ対策委員会」を設置し、早期解決と事後指導にあたる。（6. 「いじめに対する措置」参照）

①構成

いじめ防止委員・当該学年団・当該寮寮監・当該生徒と関係の深い教職員。必要に応じて、心理福祉関係者（青森いのちの電話相談員）、学園理事等関係者（教職経験者）に協力を要請する。

②委員会の役割

- ・いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携等を組織的に実施する。

(3) 重大事態対策委員会 (p.13 図3)

重大事態が発生した場合には、「重大事態対策委員会」を設置し、関係機関と連携し、調査と解決、事後指導にあたる。(7.「重大事態への対応」参照)

①構成

校長・教頭・指導部長・教育相談課長・学年団・寮監・教育相談課員・保健職員・教育カウンセラー。設置時より、心理福祉関係者(青森いのちの電話相談員)、学園理事等関係者(教職経験者・医師)に協力を要請する。

4. いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方 (いじめ防止等のための基本的な方針 別添2【学校における「いじめの防止」早期発見】「いじめに対する措置」のポイント) 以下「国の基本方針 別添2」より)

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

(2) いじめについての共通理解

- ・「学校基本方針」をもとに校内研修を実施し、いじめの様態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員全員の共通理解を図る。
- ・生徒に対しても、朝会やホームルーム活動などを活用して、校長や教職員が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成していく。また、いじめ被害者を助けるためにも、傍観者となることなく、学校のいじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努める。

(3) いじめ未然防止のための措置

①宗教教育

- ・朝夕の礼拝をとおして、見えざるものに心を寄せ、裏隠れのない心を養う。
- ・命の尊さ、命のつながりを自覚し、自らを大切にするとともに、他の人も同様に大切にすることを養う。

②「生徒五訓」による徳目の指導

「生徒五訓」の徳目に則って、個々の成長を図るとともに、明るく規律ある学校生活を送れるように指導する。

- ・静修：生徒・教職員ともに「法縁」^{ほうえん}「学縁」^{がくえん}に導かれたことを忘れず、「春風和睦」の心で交わり、争いや対立の無い学校にする。
- ・礼節：紳士淑女となることをめざし、互いに人格を尊重し、節度を守り、軽々しく相手を傷つけることがないようにする。
- ・清潔：心身の「清潔」「純潔」を守り、いのちの足跡に汚点を残すことのないように、相手の人格も自分の人格もおとしめるいじめや暴力のような行為はしない。
- ・和顔：顔は心の鏡であり、言葉は魂の声であると信じ、常に「和顔」^{わげん}「愛語」^{あいご}を守る。悩みによって顔を曇らせることのないように、友人や教職員と語りあうことで悩みを解消し、明るく生活できるように努める。
- ・誠実：誰も見ていなくても神さまが見ていることを信じ、隠れて人を傷つけるような行為はしない。

③寮生活をととして社会性を育む

- ・ 同年代とのふれあい、寮監をはじめとする教職員とのふれあいの中で、人は一人で生きるのではなく、人と共に生きる存在であることを体感する。
- ・ 親元を離れた生活の中で、互いに思いやり、支え合いながら生活することで、お互いを大切にす
る心を養う。
- ・ 寮則の遵守や役割分担をととして、集団の一員であることの自覚と責任感を育む。

④礼節指導

- ・ 「礼節日本一」を目標に掲げ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に参加できる学校づくりを目指す。

⑤わかる授業の実践と工夫

- ・ 生徒の学校におけるストレスは、「友人関係にまつわる嫌な出来事」「人に負けたくないという過
度の競争意識」に次いで「勉強にまつわる嫌な出来事」があげられている（国立教育政策研究所
『いじめ追跡調査 2007-2009』）。生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であることを踏ま
え、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切
にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 個々の生徒の特性に配慮した授業展開、教材研究に努める。

⑥ホームルーム活動の充実

- ・ 生徒がいじめを自分のこととして考えられるように、いじめ問題について考えるワークショップ
を実施する。（各学年のHR活動において年間2回）
- ・ ふれあいを促進し、自己理解・他者理解を深め、互いに尊重し合う態度を養うために構成的グル
ープエンカウンターを実施する。
- ・ 学校生活アンケート（Q-U）を実施し、クラスの状態にあったホームルーム活動を推進する。

⑦勤労体験・ボランティア・交流活動等の推進

- ・ 「人と関わることの喜びや大切さ」「誰かの役に立てることの幸せ」を実感し、その積み重ねによ
って自己有用感を高められるようにする。

⑧生徒の活動の推進

- ・ 生徒がいじめを自分たちの問題として受け止め、生徒会活動等で自分たちにできることを主体的
に展開できるように支援する。
- ・ ピアサポート活動を推進し、生徒が互いに支え合う環境をつくる。

⑨情報モラル教育

- ・ 教科「社会と情報」において情報モラル教育を推進する。
- ・ 関係機関と連携し「ITマナー講座」等を実施する。

⑩校内研修の実施

- ・ 教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関す
る校内研修を実施する。

5. いじめの早期発見

（1）基本的な考え方（「国の基本方針」より）

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりす
るなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、い
じめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり
することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 日常的観察

- ・全ての教員が全ての生徒と関わる小規模校の利点を活かし、生徒のささいな変化を見逃さないように努める。
- ・軽微な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から情報を共有し、複数の教職員で的確に関わる。
- ・なにげない雑談や、個人ノート（朝会ノート等）の記述にも気を配り、交友関係や悩みなどを把握できるように努める。

② いじめに関するアンケート調査の実施

- ・生徒に対していじめに関するアンケート調査を実施する。（6月・10月・2月）
- ・保護者に対していじめに関するアンケート調査を実施する。（7月・12月・3月）

③ 相談しやすい環境づくり

- ・ホームルーム担任を中心として面談の機会を設け、生徒の状況把握に努めるとともに、相談しやすい環境づくりに努める。（進路相談や各学期毎の目標面談の機会を有効に活用する。）
- ・教育相談課を中心に、各寮とも連携し、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。
- ・日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。生徒に対し、多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。
- ・生徒の相談に対し、「たいしたことではない」「いじめではない」などと悩みを過小評価したり、真摯に対応しなかったりする等、その後の相談を妨げる行為は慎む。

④ 保護者との連携

- ・保護者との連携を密にし、保護者が相談しやすい環境づくりに努める。

(3) いじめのサイン

① 安部計彦作成「いじめの被害に関するサイン」（砂川 2008）

態度の変化	<ul style="list-style-type: none">・何かを言いたそうに見えるが、尋ねても答えない。・学校や友だちのことを話さなくなる。・今までになく家族にベタベタと甘える。いっしょにいたがる。・日曜日の夜や長期休暇終了前になると、暗い雰囲気になる。・不自然に明るく、楽しそうにしている。・表情や動作に元気がない。（エネルギー不足）
体調の変化	<ul style="list-style-type: none">・頭痛や腹痛を訴える。・ケガが増え、その説明をきらう。・ケガの説明が状況と一致しない。・朝起きられなくなる。
生活の変化	<ul style="list-style-type: none">・学校に行きたがらなかつたり、行かないことの言い訳を繰り返す。・きょうだいげんかが激しくなる。・物の扱いが乱暴になる。・自分の部屋に閉じこもって家族との接触が減る。・持ち物がなくなる。・お金を要求する。

「子どもが示すストレスのサイン」

態度の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・最近、あまり人と話をしない。 ・いつも他人に対して自分を抑えている（我慢している）ように見える。 ・人を攻撃したり、悪くいう言動が増える。 ・イライラして落ち着かない。 ・何もやる気がしない（無気力）。 ・たずねても「もう、どうでもいい」ということが増えた。
体調の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・「疲れた」とよくいう。 ・食欲がない。 ・ため息がよく出る。 ・体が落ち着かない。
生活の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・何かにおびえている。 ・しばしば学校を休む。 ・朝、布団（ベッド）のなかにいつまでもいて、起きてこない。 ・身だしなみがだらしくなった。

②文部科学省「いじめへの対応のヒント」2003

- ・表情や態度：沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃく。ぼんやりした状態にいる。視線を合わせるのを嫌う等。
- ・服装：シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴のあとがついている等。
- ・身体：顔や身体に傷やあざが出来ている。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白い。
- ・ぼつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りをさせられる。プロレスの技を仕掛けられる。
- ・持ち物：持ち物がしばしば隠される。持ち物に落書きされる。必要以上のお金を持っている。
- ・周囲の様子：人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が起きる等。

6. いじめに対する措置（「国の基本方針 別添2」より）

（1）基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

（2）発見・通報を受けたときの対応

- ・暴力はもちろん、遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を報告することは、生徒にとって多大な勇気を要

する。報告、相談があった際に、速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告、相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに関わる情報の報告、相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに関わる情報が寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を「いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応につなげる必要がある。

- ・発見、相談を受けた教職員は一人で抱え込むことがないように、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、情報を共有し、組織的に対応する。
- ・学校がいじめる生徒に対して行っている教育上の指導が効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) 生徒又は保護者に対して

①いじめられた生徒又はその保護者に対して

- ・いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」とはっきり伝えるなど、自尊感情を高められるように留意する。仮に教育上指導すべき点が見られたとしても、それは日常生活の中で指導すべきものであり、いじめとは切り離して考えなければならない。
- ・保護者には即日迅速に事実関係を伝える。
- ・徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り去る。
- ・事態の状況に応じて複数の教員による見守り体制をつくるなど、安全を確保する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える環境をつくる。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動ができる環境を確保する。必要に応じて学寮の居室を移すなど安全を確保する。また、いじめた生徒に対して別室指導や出席停止制度を活用する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。その際、必要に応じて、医療・保健福祉機関との連携を図る。必要に応じ、生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ・生徒の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには留意する。

②いじめた生徒又はその保護者に対して

- ・いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教員が連携して組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・保護者に事実関係を報告し、保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした態度で対応する。
- ・教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。ただし、いじめにはさまざまな要因があることを考慮し、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す目的で行う。
- ・出席停止の措置を行った場合には、出席停止期間における学習の支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下で指導を行う。

③いじめがおきた集団に対して

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、止めることができなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ホームルームで話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・すべての児童生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(3) インターネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等に対しては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。「プロバイダ責任制限法」に基づき、必要に応じてプロバイダに措置を求める。
- ・必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) いじめの解消（「国の基本方針」より）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。（中略）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。（中略）

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 留意事項

教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものに他ならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

①「推進法」第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②「国の基本方針」より

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、青森県総務部総務学事課を通じて青森県知事に報告するとともに、その後の調査主体等について指導を仰ぐ。

(3) 重大事態の調査

①調査組織

前項の報告において調査主体が学校となることが判断された場合は、「重大事態対策委員会」において調査を実施する。その際、公平性・中立性が確保されるように、心理福祉関係者・教職等経験者の参加を依頼する。なお、学校以外を調査主体とするよう指導があった場合には、それに従う。

②調査の実施（「国の基本方針」より）

事実関係を明確にするため以下の項目を調査する。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつから、誰から行われ、どのようなことであったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や、生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか 等。

ア) いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する聞き取り調査を実施する。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめを止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴き取り、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、今後の調査について協議し、調査に着手する。不幸にも生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については「国の基本方針」を参酌して実施する。

③調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた生徒及び保護者に事実関係その他の必要な情報を提供する。情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・調査の結果を県総務部総務学事課に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添える。

④再調査

上記の報告の際に、再調査の指導を受けた場合には、その指導に従う。

8. 取り組みの評価

(1) 取組評価アンケートの実施・分析・情報共有

- ・学期末に教職員、生徒に「取組評価アンケート」を実施する。
- ・「いじめ防止委員会」においてアンケートの結果を集計・分析する。
- ・分析結果を公表し、情報を共有するとともに、次期の取り組みに反映させる。

(2) 学校評価への位置づけ

・「学校基本方針」に基づくいじめ防止のための取組（環境づくり、早期発見、事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談、校内研修の実施等）について達成目標を設定し、実施状況を学校評価において達成状況を評価する。

(3) 「学校基本方針」の見直し

上記の結果を踏まえて、年度末には「学校基本方針」の見直しを図る。

9. その他

(1) 本校は全寮制であることを踏まえ、以下の事項に配慮する。

- ・親元を離れた生活であることから、保護者の観察は電話や一時的な面会に限られる。教職員は教師の視線と保護者の視線の両方で生徒を見守るように努める。
- ・子供の様子を実際に見ることのできない保護者の不安を考慮し、保護者への連絡は迅速かつ丁寧に行い、保護者が少しでも安心できるように努める。

(2) 「学校基本方針」をホームページに掲載するとともに、年度初めの集会において、生徒並びに保護者に説明し、学校の姿勢について認識を深められるようにする。

10. 校内体制図

図1 日常的体制（未然防止・早期発見）

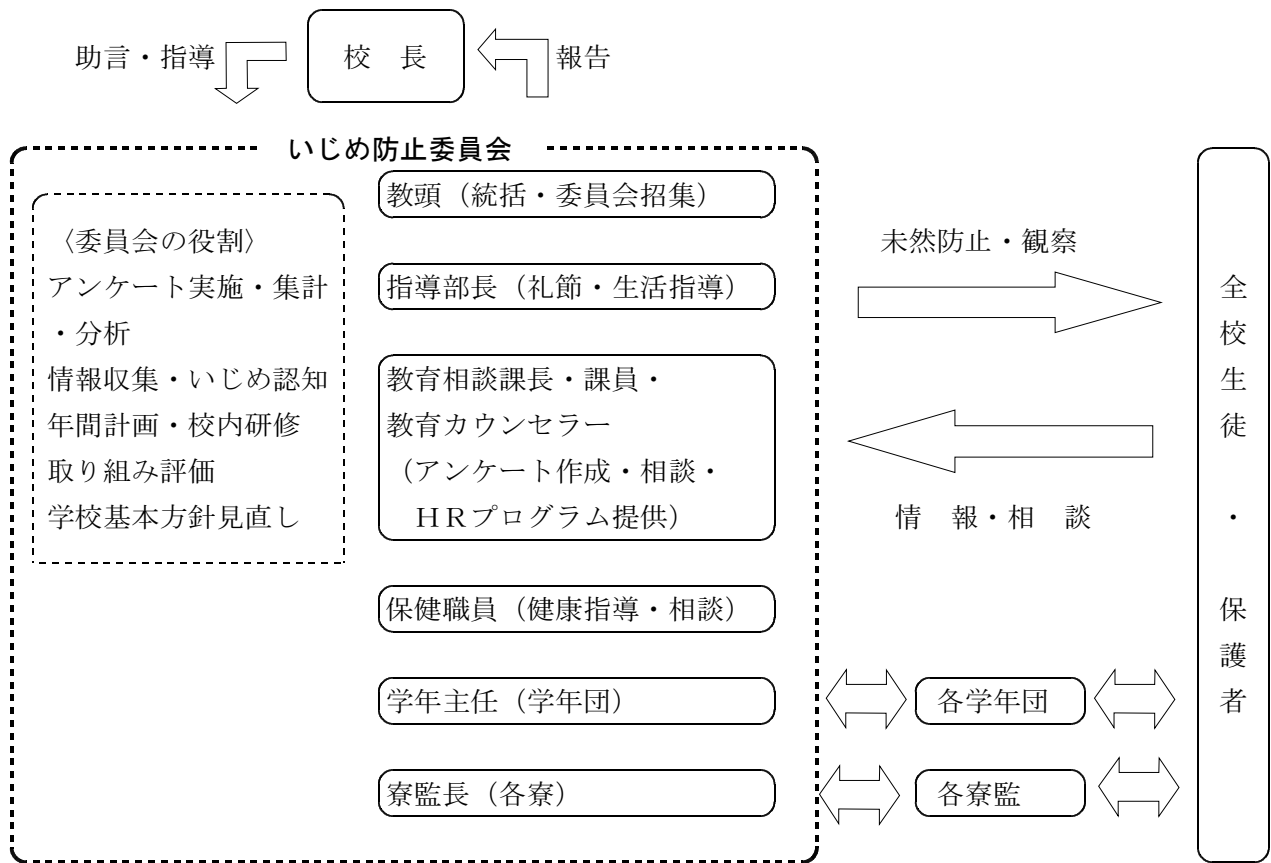


図2 いじめ対策組織

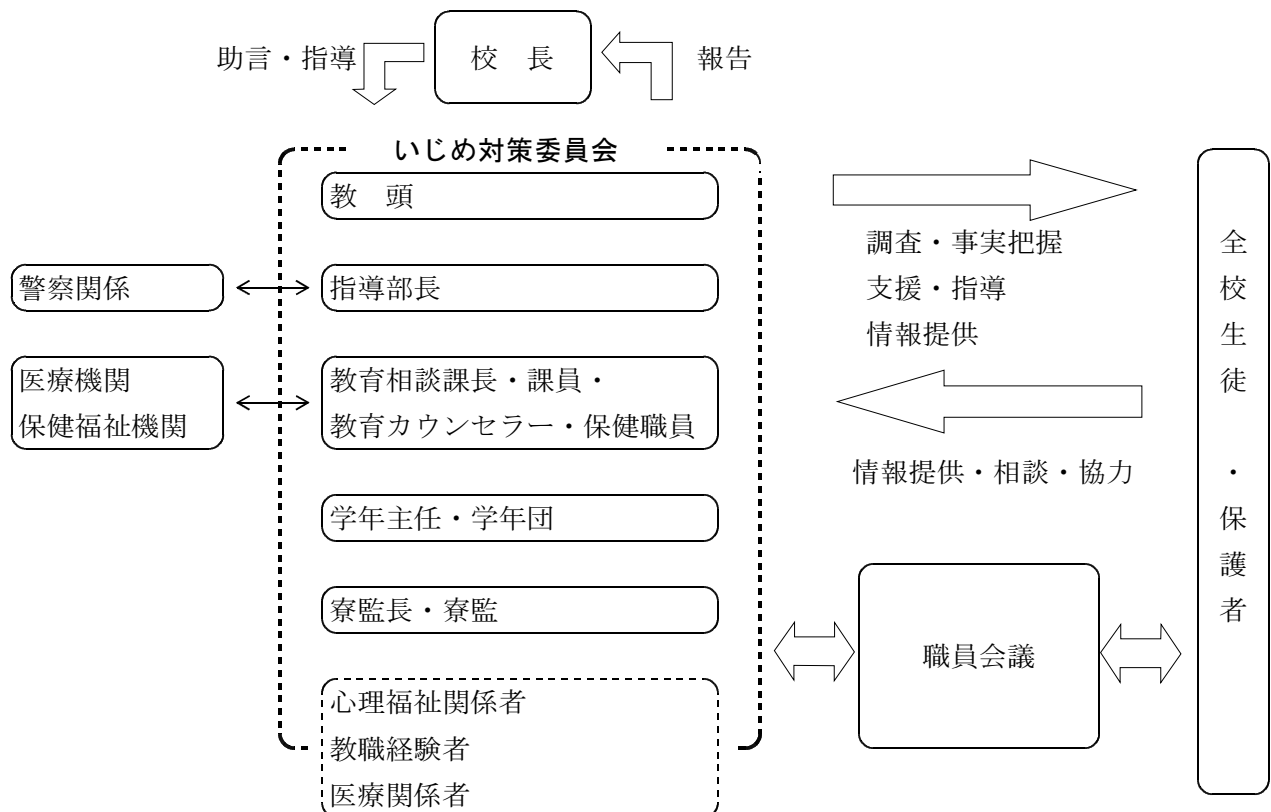
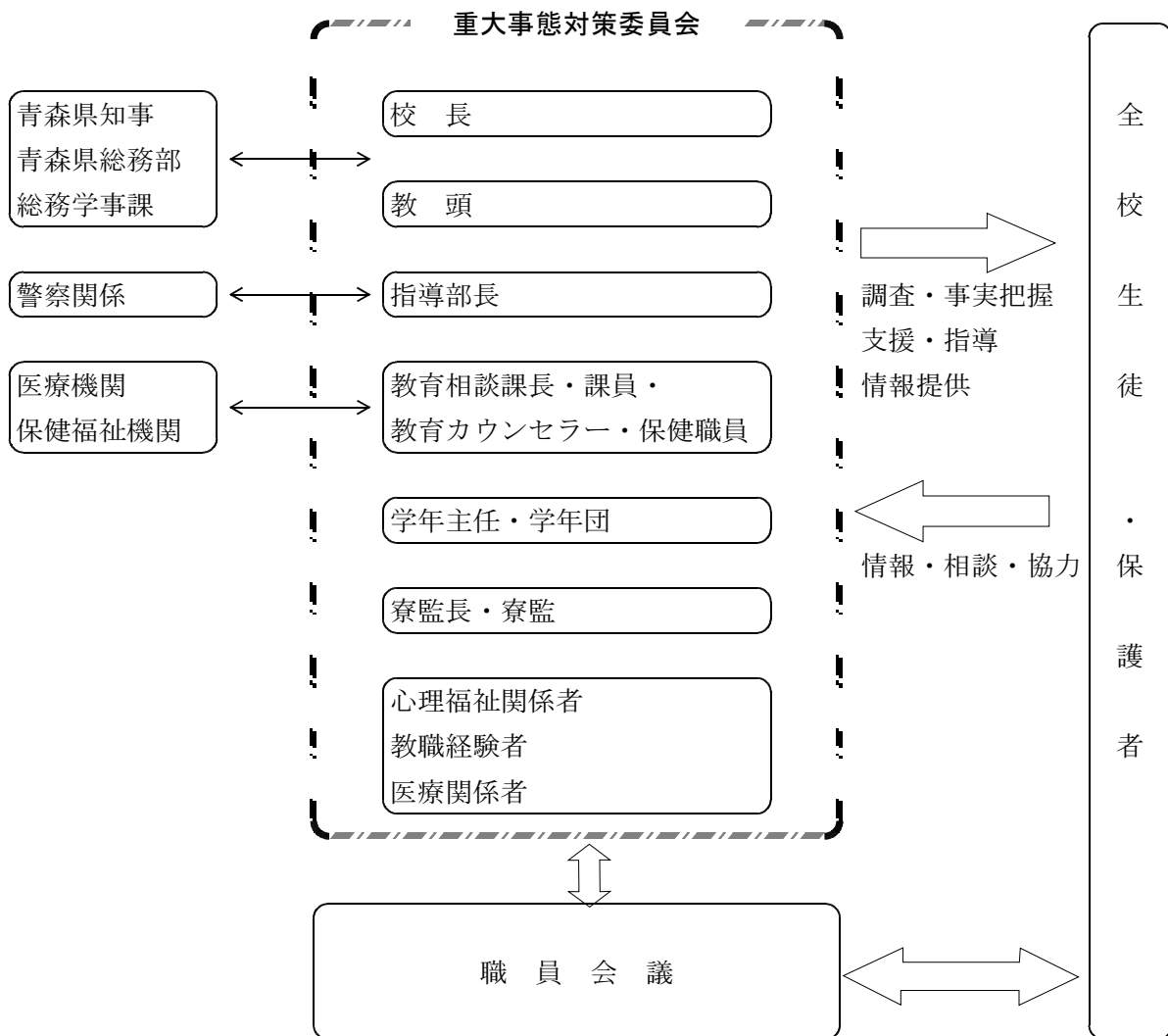


図3 重大事態対策組織



11. 附記

平成 26 年 4 月 1 日 策定

平成 29 年 4 月 1 日 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」改訂にともなう改訂

平成 30 年 4 月 1 日 「青森県いじめ防止基本方針」改訂にともなう改訂

(参考文献)

- ・砂川真澄 2008 いじめ防止のカギはおとなの共通理解と連携 (安部計彦作成「サイン」含む)
『いじめの連鎖を断つ』富山坊インターナショナル
- ・竹川郁雄 2008 集団社会学の視点からいじめを考える 『いじめの連鎖を断つ』富山坊インターナショナル
- ・森田洋司 1994 『いじめ 教室の病い』金子書房
- ・栗原慎二 2013 いじめ理解・いじめ対応の基礎基本 『いじめ防止 6 時間プログラム』ほんの森出版